

〔特集〕

# みんなを防ごう

## 障害者虐待

障害者への虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立・社会参加を妨げるものです。虐待を防ぐために大切なのは、一人ひとりが正しい知識を身に付け、早期に発見・対応すること。虐待されている方だけでなく、虐待をしている側が抱える問題の解決にもつながります。

◎問合せ 本所福祉課 ☎25・2111 内線130

### 障害者を虐待から守る法律があります

皆さんは「障害者虐待防止法」（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）を知っていますか。これは、虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされるのを防ぐための法律で、平成二十四年十月に施行されました。障害者虐待防

止法では、身体、知的、精神に障害のある方や、発達障害またはその他の心身の障害によって、日常生活や社会生活で常に制約を受ける方を対象としています（十八歳未満の方、障害者手帳を取得していない方も含みます）。障害者への虐待は、どの場所でも起

こりうる問題です。障害者を養護する家族、障害者福祉施設の職員、勤務先の事業主による虐待など、様々なケースが考えられます。昨年度、本市には障害者虐待に関する相談が数件寄せられました。そのうち虐待として認定されたものもあります。



虐待の「サイン」を見逃さないことが、早期発見の第一歩。「もしかしたら…」と思ったらご連絡を。



## こんなことが虐待です

### ■身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

例 平手打ち、殴る、蹴る、不要な薬を飲ませる

### ■性的虐待

障害者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつな行為をしたりさせたりすること。

例 裸にする、性的行為を強要する

### ■心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

例 どなる、悪口を言う、仲間に入れない

### ■放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

例 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる

### ■経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

例 年金や賃金を渡さない、勝手に預貯金等を処分する

## ■障害者虐待の通報・届出は…

通報・届出した方の秘密は守られます

担当窓口	所在地	電話・ファクス番号	開設日時
市役所本所福祉課障害福祉係	市内馬場町9-25	☎25-2111内線130 FAX25-9500	月曜～金曜日午前8時 30分～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)
// 藤島庁舎市民福祉課	市内藤島字笹花25	☎64-2111内線115 FAX64-5940	
// 羽黒庁舎市民福祉課	市内羽黒町荒川字前田元89	☎62-2111内線504 FAX78-0871	
// 櫛引庁舎市民福祉課	市内上山添字文栄100	☎57-2116内線243 FAX57-2119	
// 朝日庁舎市民福祉課	市内下名川字落合1	☎53-2111内線325 FAX53-2119	
// 温海庁舎市民福祉課	市内温海戊577-1	☎43-4613内線253 FAX43-4631	
障害者相談支援センター (総合保健福祉センター内)	市内泉町5-30	☎25-2794(直通) FAX25-2476	月曜～金曜日午前8時 30分～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)

※緊急の場合(生命の危険にさらされるような虐待を受けているのを見付けたとき)は、すぐに警察に通報してください。

※通報・届出をしたことで不利益な取扱いを受けることはありません。

## ■福祉サービスの利用など日常生活の様々な相談は…

担当窓口	所在地	電話・ファクス番号	開設日時
障害者相談支援センター (総合保健福祉センター内)	市内泉町5-30	☎25-2794(直通) FAX25-2476	月曜～金曜日午前8時 30分～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)
あおば学園(主に障害児)	市内宝町18-50	☎29-1502 FAX33-9900	

※本所福祉課障害福祉係、各地域庁舎市民福祉課でも相談に応じています。

### 障害者虐待をなくすためには 地域みんなの協力が必要です

障害者虐待は、虐待している側にその認識がない場合や、虐待されている方が虐待だと認識できず被害を訴えられないでいる場合もあります。また、虐待されている方だけでなく、虐待を  
してしまふ家族などの養護者にも支援が必要な場合も少なくありません。

障害者を虐待から守るために、そして、養護者をはじめ障害者に関わる全ての人が虐待をしてしまわないようにするためには、一人ひとりが虐待を身近な問題として捉え、地域ぐるみで支援していくことが大切です。

#### ■障害者を養護する方へ

虐待の背景には、養護者の介護疲れや健康問題、障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など様々な要因があります。これらは決して特別なことではありません。

障害者を養護している方は、家族だけで悩みを抱え込まないで、信頼できる人や相談窓口にご相談してください。福祉サービスなどを利用することで、

### みんなが安心して暮らせる地域に

尊敬を持って自分らしく暮らすことは、障害の有無にかかわらず誰もが望むことです。虐待の防止や早期発見、適切な対応のために、虐待の問題を一人  
で抱え込んだり放置したりせず、地

介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間を作ることも大切です。市の担当窓口や障害者相談支援事業所では、福祉サービスなどについての相談に応じています。

#### ■地域の皆さんへ

障害者虐待防止法では、虐待に気付いた方の通報義務も定めています。気付いた方は、一人で抱え込まず、速やかに市の担当窓口へ通報してください。また、周りに少しでも気掛かりなことがある場合はご連絡ください。小さな気付きが虐待防止につながります。

虐待を通報した方や虐待されていることを届け出た方が特定される情報は慎重に取り扱われます(匿名による通報でも、通報内容は受け付けられます)。

#### ■保健・医療・福祉等関係者へ

障害者虐待防止法では、虐待を発見しやすい立場にある保健・医療・福祉等関係者は、虐待の早期発見、国・地方公共団体の施策への協力に努めなければなりません。

域社会の支援を受けながら解決していきましょう。そして、全ての人が安心して暮らすことのできる地域を目指しましょう。皆さんのご協力をお願いします。

